

学園役員

令和 3 年 5 月 1 日現在

理事 定数 15 名 現員 14 名

職名	氏名	性別	現職	就任		選任区分等	
				就任年月日	重任年月日	選任条項	選任区分
理事長	西井 泰彦	男	(学) 就実学園 理事長	2016.3.7	2020.3.7	6-1-3	理事会
常務理事	片岡 一正	男	(学) 就実学園 法人事務局長	2020.4.1		6-1-2	評議員会
職員理事	桑原 和美	女	就実大学・就実短期大学 学長	2017.4.1	2020.4.1	6-1-1	学長
職員理事	秋山 圭子	女	就実高等学校・就実中学校 校長	2012.4.1	2020.4.1	6-1-1	校長
非常勤理事	羽賀 美年	女	就実大学同窓会 会長	2016.2.22	2020.2.22	6-1-2	評議員
職員理事	森安 秀之	男	就実短期大学 短期大学部長	2016.5.26	2020.2.22	6-1-2	評議員
職員理事	高橋 啓	男	就実高等学校 教頭	2019.4.1	2020.2.22	6-1-2	評議員
職員理事	山部 英之	男	就実小学校 校長	2019.4.1	2020.2.22	6-1-2	評議員
職員理事	見尾 光庸	男	就実大学・就実短期大学 副学長	2020.4.1		6-1-2	評議員
職員理事	川崎 剛志	男	就実大学 人文科学部長	2020.4.1		6-1-2	評議員
職員理事	海野 誠二	男	就実中学校 教頭	2020.4.1		6-1-2	評議員
非常勤理事	片山 浩子	女	(学) アジアの風 理事長	1999.4.4	2020.2.22	6-1-3	理事会
非常勤理事	門野八洲雄	男	(一財) 岡山県教育会 理事長	2012.1.21	2020.2.22	6-1-3	理事会
非常勤理事	千神 哲也	男	(一社) 岡山県薬剤師会 常務理事	2017.6.28	2020.2.22	6-1-3	理事会

監事 定数 3 名 現員 3 名

職名	氏名	性別	現職 (元職)	就任		選任区分等	
				就任年月日	重任年月日	選任条項	選任区分
監事	伊原木 資郎	男	丸田ビル(株) 監査役	2000.1.21	2020.3.7	7-1	-
監事	広瀬 慶隆	男	(元岡山市役所) 元代表監査委員	2012.1.21	2020.3.7	7-1	-
監事	万殿 純子	女	(元トマト銀行) 元人事部調査役	2020.3.7		7-1	-

学園評議員

令和 3 年 5 月 1 日現在

在

定数 31 名 現員 31 名

常勤評議員

西井 泰彦 ・ 桑原 和美 ・ 秋山 圭子 ・ 片岡 一正 ・ 見尾 光庸 ・ 川崎 剛志
 森安 秀之 ・ 高橋 啓 ・ 海野 誠二 ・ 山部 英之 ・ 佐藤 正明 ・ 野本 明成
 塩田 澄子 ・ 野村 信吉 ・ 矢吹 優子 ・ 石原 みちる ・ 新谷 文教 ・ 佐原 雅明
 日笠 智恵子 ・ 古塚 秀夫 ・ 苅米 一志

非常勤評議員

門野 八洲雄 ・ 佐藤 由美子 ・ 宮下 附一竜 ・ 上岡 美保子 ・ 鎌田 積 ・ 川上 晃
 五味田 裕 ・ 羽賀 美年 ・ 下山 富枝 ・ 石井 愛子

学校法人就実学園役員の報酬等に関する規程

制定 令和2年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人就実学園（以下「学園」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬、退職慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- 三 職員理事とは、学園の常勤職員として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学園給与規程及び学園退職手当規程に基づくものを含まない。
- 六 費用とは、役員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。

2 報酬の支給期間は、就任の月から退任の月までとする。

(報酬額の算出方法)

第4条 役員に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。ただし、理事長及び職員理事でない常務理事に対する報酬月額は、別表第1を上限として、理事会の議を経て決定する。

(退職慰労金の支給)

第5条 役員に支給する退職慰労金の額は、在任期間1年につき、30,000円を乗じて得た額を支給する。在任期間に1年に満たない端数がある場合は、これを1年とみなす。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において、再任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第6条 役員の費用弁償の額は次のとおりとする。

- 一 学園の用務で出張した場合は、本学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 二 非常勤理事及び監事が役員会等に出席した場合の交通費は、あらかじめ届け出た方法により実費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一 報 酬 毎月20日とする。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い金融機関の営業日に支払うものとする。
 - 二 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した日から1か月以内に支払うものとする。
- 2 非常勤理事及び監事に対する費用弁償は、前項第1号に合算して支給する。
 - 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。死亡した役員の報酬等は、遺族に支給する。この場合の遺族の範囲は、学園給与規程第8条の規定を準用する。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 学校法人就実学園役員等報酬・費用弁償規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
- 3 学校法人就実学園役員等退職手当規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

役員の種類	報 酬 額
理 事 長	月 額 1,000,000 円
常 務 理 事	月 額 800,000 円
職員理事から選任された常務理事	月 額 30,000 円
職 員 理 事	月 額 20,000 円
非 常 勤 理 事	月 額 20,000 円
監 事 (非 常 勤)	月 額 30,000 円